

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年9月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第30号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「決定」の右に「及び徴収金の過誤納金の還付」を加える。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)